

福井市地域交流プラザ使用等承認申請書

受 付

福井市地域交流プラザの使用の（申込・取消・変更）をしたいので、裏面記載の使用条件に同意の上、下記のとおり申請します。

福井市長あて

※太枠内だけ黒のボールペンではっきり記入してください。

申請年月日	令和 年 月 日	〒
申請者名 または団体名	フリガナ	所在地
		〒
		TEL
		FAX
代表者名		書類 所在地と同じ <input type="checkbox"/>
担当者名 (責任者) 電話番号	フリガナ	郵送先 (所在地と異なる場合) 〒
払いの承認申請	福井市地域交流プラザの設置及び管理に関する条例第9条第2項ただし書の規定により、使用料の後払いを申請する場合は、 <input type="checkbox"/> にレ点をチェックし、後払いの理由欄を記入してください。	<input type="checkbox"/> 後払い理由： 納入日 年 月 日 確定・予定
支払方法 <input type="checkbox"/> 納付書（前払） <input type="checkbox"/> 納付書（後払） <input type="checkbox"/> Paypay <input type="checkbox"/> aupay <input type="checkbox"/> d払い <input type="checkbox"/> クレジットカード（VISA） <input type="checkbox"/> クレジットカード（Master） <input type="checkbox"/> 他（ ）		

使用日	時間帯区分 (超過時間)	催事名 又は使用目的	施設名	備品名・個数	人数	食事	使用料等		
							基本料金	超過料金	入場料加算
令和 年 () 曜日	午前 (09~12) 午後 (13~17) 夜間 (18~22) (~)					有・無	基本料金		入場料加算
							超過料金		営利加算
							冷暖房加算	有・無・当日	備品使用料
令和 年 () 曜日	午前 (09~12) 午後 (13~17) 夜間 (18~22) (~)					有・無	基本料金		入場料加算
							超過料金		営利加算
							冷暖房加算	有・無・当日	備品使用料
令和 年 () 曜日	午前 (09~12) 午後 (13~17) 夜間 (18~22) (~)					有・無	基本料金		入場料加算
							超過料金		営利加算
							冷暖房加算	有・無・当日	備品使用料
令和 年 () 曜日	午前 (09~12) 午後 (13~17) 夜間 (18~22) (~)					有・無	基本料金		入場料加算
							超過料金		営利加算
							冷暖房加算	有・無・当日	備品使用料
取消・変更 の理由	変更の場合は、変更前の使用日・施設名をこちらに記入して下さい。						施設合計		円
	備品合計		円						
	総合計		円						

※裏面に本施設の使用条件が記載してあります。必ずご確認ください。

予約申請番号	申請書	PC	承認書	納付書	納入	備考
	受付 /	入力 /	/	/	/	
	台帳 /	確認 /				

福井市地域交流プラザ使用条件

- 1 使用権を譲渡し、他人に使用させ、又は使用目的以外に使用しないこと。
- 2 福井市地域交流プラザ(以下「プラザ」という。)の施設及び設備は、善良な管理者として充分注意して使用すること。もし、事故破損又は紛失したときは、損害を賠償すること。
- 3 使用承認を受けた施設及び設備以外は、使用したり又は外に移動させたりしないこと。
- 4 プラザ又はその敷地内で許可なく寄付金品の募集をしたり、物品の販売、強要、脅迫、宣伝、はり紙などをしないこと。
- 5 入場者定員を厳守すること。
- 6 他人に危害を加えたり、又は公の秩序、善良な風俗を害するおそれがあると認められるものを入場させないこと。
- 7 入場者等の整理のため、場内外に必要な係員を配置し、入場者の安全保持に努めること。
- 8 火災、盗難その他の事故が発生しないよう十分注意し、その防止処置をすること。
- 9 使用後は、施設及び設備を原状に回復すること。
- 10 準備及び後始末は、使用承認時間内に含まれているものであるから、その時間内に完全に行うこと。
- 11 必要な消耗品は、全て使用者において準備すること。
- 12 福井市地域交流プラザの設置及び管理に関する条例その他の関係法令の規定に違反し、又はプラザ職員の指示に反しないこと。

※この使用条件に違反したときは、使用の承認を取り消し、又は使用の中止を命ずることがあります。

福井市地域交流プラザ使用料に関する注意事項

- 1 納付日までに使用料金をお支払いください。お支払いがない場合は、施設等をご使用できなくなります。
- 2 一旦申込みされた使用施設等のご使用に変更が生じた場合、又は使用を取消す場合には必ず窓口にて所定の手続きをお願いします。規定により使用料金の全部又は一部を返還いたします。使用取消しによる返還基準は以下の通りです。

使用日から起算して（使用日を含む）61日前までの取消しは使用料金の100%を返還。

使用日から起算して（使用日を含む）60日前から6日前までの取消しは使用料金の50%を返還。

使用日から起算して（使用日を含む）5日前までの取消しは使用料金の返還はありません。

61日前まで 100%	60日前～6日前まで 50%	5日前～当日 0%
全額返還	半額返還	返還なし